

第16回 定時株主総会招集ご通知



<開催情報>

日 時 2020年12月23日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

場 所 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号
ホテルグランドパレス 3F 白樺・鶴の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件

株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、
書面（郵送）またはインターネットにより事前に
議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場は
お控えいただくよう強くお願い申し上げます。

会場内の社会的距離確保に伴い、席数が非常に
限定的となりますため、ご来場いただきましても
議場へご入場いただけないケースがありますこと
を予めご了承ください。

株主総会の所要時間につきましても、例年より短縮
させていただきます。

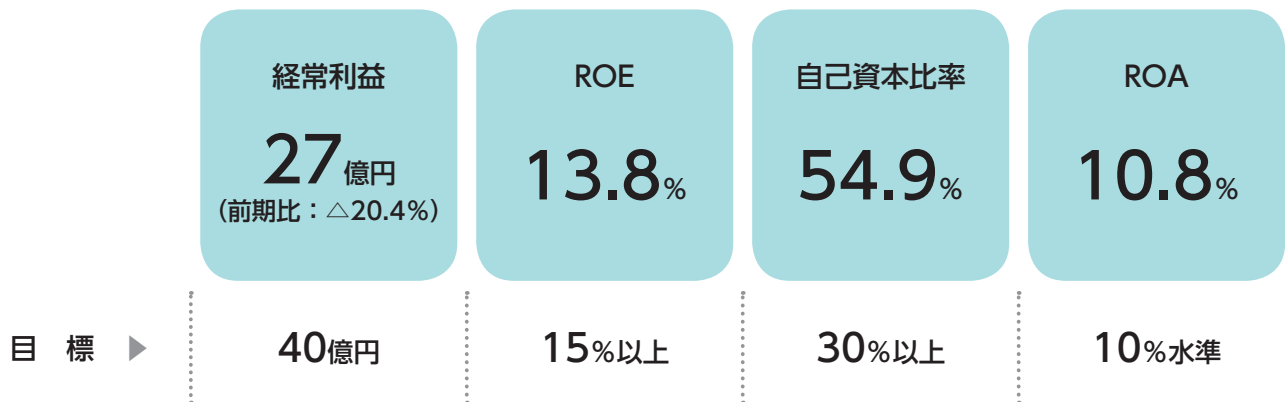
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

- ハイライト…………… 1
- 第16回定時株主総会招集ご通知 …… 4
- 株主総会参考書類…………… 7
- 事業報告……………15
- 計算書類……………26
- 監査報告……………30

ハイライト

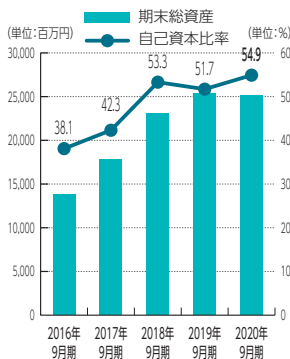
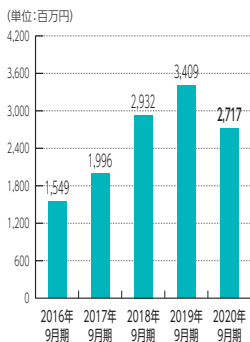
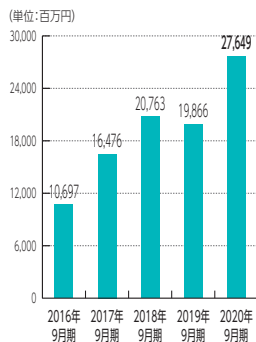
2020年9月期 業績報告



新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により中期経営計画を1年延長 “Go For The Future 2022” へ

▶ 数値目標

	2019年 9月期 (実績)	2020年 9月期 (実績)	2021年 9月期 (目標)	2022年 9月期 (目標)
経常利益	34 億円	27 億円	30 億円	50 億円
R O E	15%以上	株主資本の活用、効率・収益性の向上を継続		
自己資本比率	30%以上	事業規模拡大に伴い増大する資産の投資効率強化		
R O A	10%水準	機動的な投資を可能とする健全水準		

売上高 276億円
経常利益 27億円
**総資産 250億円
自己資本比率 54.9%**


中期経営計画 “Go For The Future 2022” 2020年度の進捗

基本方針

2020年代において、顧客・投資家にとって価値ある不動産・サービスを提供する。
「積極的な成長投資による事業基盤の拡大と強固な収益性の確立」

重点テーマ

2020年度の進捗

不動産事業分野

- 開発・投資事業量の拡大
- 継続安定収益アセットのストック推進

人材サービス分野

- 主力サービス分野の競争力強化
- アライアンス、M&Aの活用による事業領域の拡大

成長投資の推進

- ノウハウ・優位性が発揮できる分野、新事業領域の創造のための投資推進

前期に続き、マンション開発用地及び収益不動産の取得に注力。先行き不透明であったコロナ禍においては、保有不動産の早期収益化を推進し、41物件を売却。

また、安定した需要の見込める東京都心エリアを中心とした収益不動産や開発用地の取得を推進し、前期の事業規模300億円を上回る321億円相当の物件を取得。

人材サービス事業の領域拡大を目指し、保険・カード会社等のコールセンターへの人材派遣に特化した会社の子会社化に向けた道筋をつける。2020年11月に協業企業との基本合意書を締結。既存の不動産業界に特化したセールスプロモーション事業との相乗効果を図り、より専門性の高い人材の派遣事業を目指す。

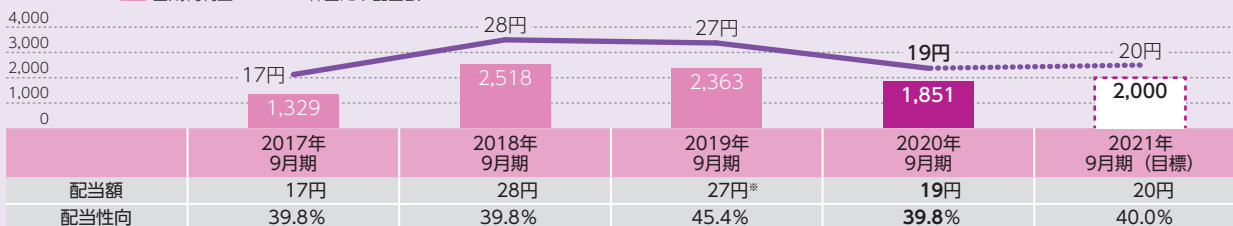
株主の皆様への利益還元



当社は、株主の皆様への利益還元は重要な経営課題として認識しており、持続的な利益成長による安定的・継続的な配当や株主優待制度の充実を図っております。

配 当 親会社株主に帰属する当期純利益・配当の推移

(単位:百万円) ■ 当期純利益 — 1株当たり配当額



※) 創業15周年記念配当 (3円) を含む

自己株式 株式市場及び当社の株価の動向を勘案し機動的に実施

2020年11月16日から2021年5月31日までに、**5億円・125万株** (上限) の自己株式の取得を実施中

株主優待 ディア・ライフ プレミアム優待倶楽部

株主の皆様が保有する株式数及び保有期間に応じて、株主優待ポイントを下記の通り進呈いたします。

保有株数	半年以上の保有*1	1年以上の保有*2
500株~799株	3,000ポイント	3,300ポイント
800株~999株	5,000ポイント	5,500ポイント
1,000株~1,999株	8,000ポイント	8,800ポイント
2,000株~2,999株	12,000ポイント	13,200ポイント
3,000株~3,999株	18,000ポイント	19,800ポイント
4,000株~4,999株	24,000ポイント	26,400ポイント
5,000株~	30,000ポイント	33,000ポイント

※1) 当年3月末から当年9月末まで継続して上記株数を保有し、かつ同一の株主番号であること

※2) 前年9月末から当年9月末まで継続して上記株数を保有し、かつ同一の株主番号であること

2020年3月末から2020年9月末まで継続して当社株主名簿に記載または記録された5単元 (500株) 以上の株主の皆様へのポイント贈呈をもちまして、株主優待制度を**休止**させていただきます。

優待ポイントの優待商品への交換は**2021年3月31日 (水)** をもちまして終了させていただきます。
交換期間終了後は株主優待ポイントは**全て失効**となります。
株主優待ポイントを共通株主コイン [WILLSCoin] と交換することで、他社の株主優待ポイントと合算や有効期限の延長が可能です。
個人株主向け会員サイト「プレミアム優待倶楽部POTAL」にて優待商品と交換することができます。

ディア・ライフ プレミアム優待倶楽部への
ご登録・お申込みはこちら

<https://dear-life.premium-yutaiclub.jp/>



株 主 各 位

東京都千代田区九段北一丁目13番5号
株式会社 ディア・ライフ
代表取締役社長 阿 部 幸 広

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討賜り、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月22日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2020年12月22日（火曜日）午後6時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月23日（水曜日）午前10時 （受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号
ホテルブランドパレス 3F 白樺・鶴の間

3. 目的事項 報告事項

- 第16期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第16期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款の一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。本通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、添付書類のとおりであります。ただし、新株予約権等の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要並びに反社会的勢力排除に対する取り組み、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.dear-life.co.jp/>）に掲載しております。株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

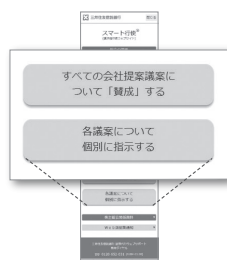
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

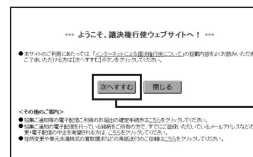
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

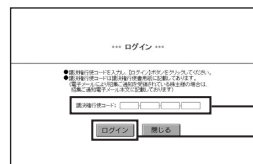
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

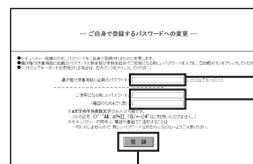
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

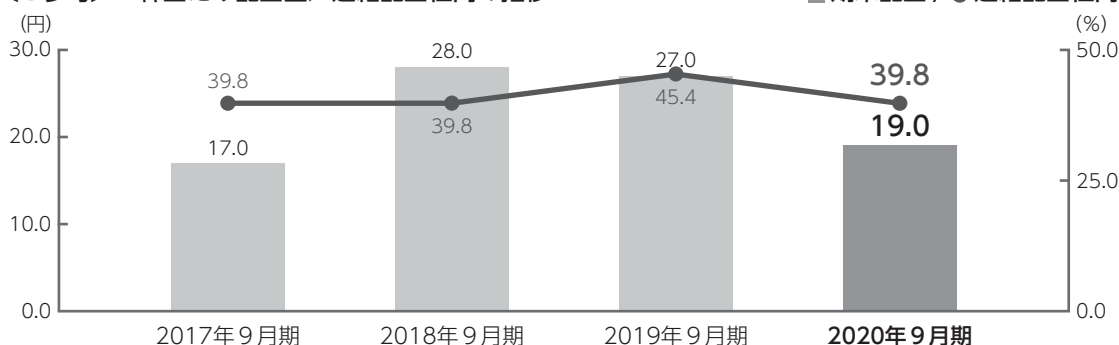
剰余金の処分の件

当社は、企業価値のさらなる向上を目指し、将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、事業環境、業績及び財政状態の推移を見据えた上で、株主の皆様への利益還元を決定しております。この方針に基づき、期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

■ 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金 銭
2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき、金 19円 総額 737,370,772円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年12月24日

【ご参考】 1株当たり配当金／連結配当性向の推移



(注) 2019年9月期の年間配当金27円は、当社の創業15周年記念配当3円を含んでおり、これを除いた配当性向は40.3%であります。

1. 提案の理由

機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第41条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第10条（自己の株式の取得）を削除するとともに、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第9条 （省略）	第1条～第9条 （変更なし）
（自己の株式の取得） 第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	（削除）
第11条～第41条 （省略） （新設）	第10条～第40条 （変更なし） （剰余金の配当等の決定機関）
（剰余金の配当等の基準日） 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 （新設）	第41条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u> （剰余金の配当の基準日） 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とし、中間配当の基準日は毎年3月31日とする。 2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
（中間配当） 第43条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	（削除）
第44条 （省略）	第43条 （変更なし）

第3号議案

取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役8名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当
1	あべ ゆきひろ 阿部 幸 広	再任	代表取締役社長
2	ごう だ しん 合 田 伸	新任	専務執行役員 リアルエステートユニット長
3	よこ す か りゅう 横 須 賀 龍	新任	専務執行役員 リアルエステートユニット長補佐
4	あき た せいじろう 秋田 誠二 郎	再任	取締役 コーポレートストラテジーユニット長
5	すぎ もと ひろ こ 杉 本 弘 子	再任	取締役
6	よこ やま み ほ 横 山 美 帆	再任	社外 社外取締役
7	あな い ひろ かず 穴 井 宏 和	再任	社外 社外取締役
8	い とう てん しん 伊 藤 天 心	新任	社外

候補者番号

1

あべ
阿部

ゆきひろ
幸広

(1968年2月20日生)

再任



<略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況>

2004年11月 当社設立
代表取締役社長（現任）
2009年5月 (株)パルマ 代表取締役社長
2014年2月 (株)パルマ 取締役
2016年12月 (株)パルマ 取締役会長（現任）
2018年7月 (株)ディアライフエージェンシー
代表取締役社長（現任）

<所有する当社の株式の数>

798,300株

取締役候補者とした理由

阿部幸広氏は、2004年に当社を創業して以来、長年にわたり当社グループの経営を指揮し、その発展を牽引してきました。今後もその豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップを発揮し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に必要な不可欠な人材と判断し、引き続き取締役候補者に指名いたしました。

候補者番号

2

ごうだ
合田

しん
伸

(1980年9月8日生)

新任



<略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況>

2004年11月 リアルリンク(株)入社
2007年8月 当社入社
2017年10月 当社執行役員リアルエステートユニット事業推進部長
2018年10月 当社常務執行役員リアルエステートユニット事業推進部長
2020年4月 当社専務執行役員リアルエステートユニット長補佐
2020年10月 当社専務執行役員リアルエステートユニット長（現任）

<所有する当社の株式の数>

6,100株

取締役候補者とした理由

合田伸氏は、長年にわたり当社の主力事業であるリアルエステート事業に携わり、その優れた手腕を発揮し同事業の発展を支えてまいりました。2017年より執行役員・事業推進部長として、主に不動産の開発における業務を推進しております。今後もその豊富な経験と不動産に対する高い見識を活かし、当社の主力事業であるリアルエステート事業の更なる発展に必要な不可欠な人材であることから、新たに取締役候補者に指名いたしました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

3

よこす か
横須賀 りゅう
龍

(1976年7月7日生)

新任



<略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況>

2003年4月 (株)レーサムリサーチ (現(株)レーサム) 入社
2008年9月 当社入社
2017年10月 当社執行役員リアルエステートユニット 投資運用部長
2018年10月 当社常務執行役員リアルエステートユニット 投資運用部長
2020年10月 当社専務執行役員リアルエステートユニット長補佐 (現任)

<所有する当社の株式の数>

59,100株

取締役候補者とした理由

横須賀龍氏は、入社時より当社のリアルエステート事業の発展に尽力し、2017年より執行役員・投資運用部長としてそれまでに培った実務経験を活かし、同事業の事業量の拡大や収益不動産の取得を推進してまいりました。今後もその豊富な経験を活かし、当社の更なる発展において必要不可欠な人材であることから、新たに取締役候補者に指名いたしました。

候補者番号

4

あきた せいじろう
秋田 誠二郎

(1974年1月9日生)

再任



<略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況>

2005年7月 (株)アガットコンサルティング入社
2009年12月 ベレックス(株)入社
2015年3月 当社入社
2017年10月 当社執行役員管理ユニット (現コーポレートストラテジーユニット) 副ユニット長
2018年10月 当社常務執行役員管理ユニット (現コーポレートストラテジーユニット) 副ユニット長
2019年12月 当社取締役コーポレートストラテジーユニット長 (現任)

<所有する当社の株式の数>

18,600株

取締役候補者とした理由

秋田誠二郎氏は、それまでに培った財務・会計の知識やコンサルティングの経験を活かし、資本政策や財務戦略などを推進し会社の成長を支えてきました。今後もその豊富な経験を活かし、当社の企業価値の向上と更なる発展において必要不可欠な人材であることから、引き続き取締役候補者に指名いたしました。

候補者番号

5

すぎもと
杉本

ひろこ
弘子

(1961年11月8日生)

再任



<略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況>

2005年 3月 当社入社
2009年 8月 当社セールスプロモーションユニット長
2014年12月 当社取締役（現任）
2018年 7月 (株)ディアライフエージェンシー
取締役副社長（現任）

<所有する当社の株式の数>

116,000株

取締役候補者とした理由

杉本弘子氏は、当社の創業期よりセールスプロモーション事業の成長を牽引し、2014年からは取締役として重責を担ってきました。今後もその豊富な経験を活かし、セールスプロモーション事業を引き継いだ子会社(株)ディアライフエージェンシーの取締役副社長として、同社の発展において必要不可欠な人材であることから、引き続き取締役候補者に指名いたしました。

候補者番号

6

よこやま
横山

みほ
美帆

(1970年6月2日生)

再任

社外



<略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況>

1993年 4月 (株)カーギルジャパン入社
2006年12月 Carval Investors Pte.Ltdへ出向
2017年12月 当社社外取締役（現任）
弁護士登録
清水謙法律事務所 代表弁護士（現任）
2018年 6月 (株)インフォネット 社外監査役（現任）

<所有する当社の株式の数>

1,900株

【社外取締役在任期間】

3年

社外取締役候補者とした理由

横山美帆氏は、米国系商社での不動産投資における豊富な実務経験と法律の専門家としての見識を活かし、社外取締役としての立場から当社の経営全般に助言をいただきました。同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、その類まれなる経験と見識を活かし、今後も当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者に指名いたしました。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

7

あな い ひろかず
穴井 宏和

(1965年9月20日生)

再任

社外



<略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況>

1992年4月 和光証券(株) (現みずほ証券(株)) 入社
1999年11月 ゴールドマン・サックス証券(株)入社
2008年7月 JPモルガン証券(株)入社
2018年12月 当社社外取締役 (現任)

<所有する当社の株式の数>

2,000株

【社外取締役在任期間】

2年

社外取締役候補者とした理由

穴井宏和氏は、国内外の証券会社におけるアナリストとしての知見を活かし、一昨年より社外取締役としての立場から様々なご意見やご指摘をいただきました。同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、今後も、豊富な企業の財務・経営分析の経験と見識に基づく有益なご意見や助言をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者に指名いたしました。

候補者番号

8

いとう てんしん
伊藤 天心

(1968年12月2日生)

新任

社外



<略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況>

1991年4月 (株)西洋環境開発入社
1999年7月 (株)ダヴィンチ・アドバイザーズ (現(株)DAホールディングス) 入社
2001年4月 (株)モルガン・スタンレー・プロパティ入社
2003年7月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド (現モルガン・スタンレーMUFG証券(株)) 入社
2003年12月 三菱UFJ証券(株) (現三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 入社
2006年8月 (株)MK Capital Management (現(株)イデラ・キャピタル・マネージメント) 入社
2013年8月 トーセイ(株)入社
2013年9月 (株)アイ・ティーコーポレーション 取締役 (現任)
2017年7月 M&G Real Estate Japan(株) 代表取締役社長
2020年2月 (株)クール・インベストメンツ 専務取締役 (現任)

<所有する当社の株式の数>

【社外取締役在任期間】

社外取締役候補者とした理由

伊藤天心氏は、オフィス・住宅・商業・ホテル等の様々な不動産への投資・運用を手掛け、国内外の投資会社において不動産のアセットマネジメント業務で活躍され、外資系企業の日本法人で代表取締役を務めるなど、企業経営の経験も有しております。その豊富な経験と見識を活かし社外取締役としての立場から当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと期待し、新たに社外取締役候補者に指名いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 横山美帆氏、穴井宏和氏及び伊藤天心氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は横山美帆氏及び穴井宏和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認可決された場合、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定です。また、伊藤天心氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
4. 当社と横山美帆氏及び穴井宏和氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、伊藤天心氏の選任が承認可決された場合、同氏と同様の契約を締結する予定であります。

以上

事業報告

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、消費税増税により消費マインドが悪化した中、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、日本政府により緊急事態宣言が発令され、経済活動の急速な停滞の影響から極めて厳しい状況となりました。経済活動の再開が段階的に進められ、政府や自治体による各種施策の効果もあり、足元の景気動向には持ち直しの動きが見られるものの、依然として感染症の内外経済に与える影響には十分に注意する必要があり、先行きの見通せない状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界におきましては、低水準にある資金調達コストや東京圏への人口流入を背景として国内外の投資家による不動産投資需要は旺盛な状況が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により、不動産情報の流通量や不動産取引件数が著しく低下いたしました。また、国内外の移動制限等により、ホテルや商業用不動産の需要が減少する一方、生活様式の変化により住居や物流施設用不動産の需要が高まるなど、用途・エリア・規模などにより不動産の需要は流動的であり、今後の不動産市況については引き続き注視を必要とする状況にあります。

このような事業環境におきまして、当社は新型コロナウイルス感染症の拡大による日本経済および不動産業界に与える影響を踏まえ、当社保有不動産の早期収益化を推進する一方、堅調な需要の見込めるエリアを中心とした収益不動産や開発用地の取得を強化し、投資案件の大型化を進めてまいりました。また、人材サービス分野での業容拡大に向け、保険業界に人材派遣事業を行う企業の子会社化に関する基本合意書の締結に向けた交渉を進めるなど、「中期経営計画“Go For The Future 2022”」を着実に推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、不動産開発・投資を展開するリアルエステート事業において、早期収益化を推進したことにより、売上高は27,649百万円（前期比39.2%増）、営業利益は2,603百万円（前期比21.9%減）、経常利益は2,717百万円（前期比20.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,851百万円（前期比21.7%減）という結果になりました。

当社グループの各事業の概況は次のとおりであります。

i) リアルエステート事業

当連結会計年度におきましては、不動産投資会社・デベロッパー・不動産販売会社・海外事業者など幅広い需要に対応いたしました。その結果、「DeLCCS TOKYO BAY (東京都港区)」「高円寺Ⅱ (東京都中野区)」「本所吾妻橋 (東京都墨田区)」などの自社開発の都市型マンションと、「駒込Ⅲ (東京都文京区)」「東神田 (東京都千代田区)」などのアセット・デザイン&リセール (土地の開発適地化) とで合計34件を売却いたしました。

加えて、管理コストの見直やリノベーションなどにより収益価値を高め、「DeLCCS 山吹神楽坂 (東京都新宿区)」「DeLCCS 神楽坂五軒町 (東京都新宿区)」「DeLCCS 市ヶ谷 (東京都新宿区)」などの東京都心部に立地する収益不動産を7棟売却いたしました。

また、仕入に関しましては、より需要の見込めるエリアを中心として、「飯田橋Ⅱ (東京都新宿区)」「高円寺Ⅲ (東京都杉並区)」など32件の都市型マンション開発用地や、「DeLCCS 中野新橋 (東京都中野区)」などの3件の収益不動産の仕入を行いました。

以上の結果、売上高27,426百万円 (前期比40.5%増)、営業利益3,222百万円 (前期比16.8%減) となりました。

ii) セールスプロモーション事業

セールスプロモーション事業におきましては、クライアントである大手不動産会社を中心として緊急事態宣言下に営業を自粛したことから派遣需要が急減したことにより売上高が減少し、加えて派遣スタッフの雇用維持のためにリソースを割いたことから想定外の費用も発生いたしました。

緊急事態宣言の解除後は来場者の制限などにより既存クライアントの派遣需要は弱含むものの、新たにコンシェルジュの営業を獲得する等、質の高い人材を活用した派遣先業態の多様化と拡大に努めてまいりました。

以上の結果、売上高225百万円 (前期比35.7%減)、営業利益12百万円 (前期比74.3%減) となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました設備投資等は総額1百万円であります。

③ 資金調達の状況

都市型マンションの開発用地や収益不動産取得のため、取引金融機関より総額10,823百万円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第13期 2017年9月期	第14期 2018年9月期	第15期 2019年9月期	第16期 (当連結会計年度) 2020年9月期
売 上 高 (百万円)	16,476	20,763	19,866	27,649
経 常 利 益 (百万円)	1,996	2,932	3,409	2,717
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,329	2,518	2,363	1,851
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	42.64	70.42	59.52	47.72
総 資 産 (百万円)	17,808	23,095	25,337	25,092
純 資 産 (百万円)	7,870	12,316	13,089	13,783
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	222.15	307.78	335.52	355.14

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第14期である2018年5月において、連結子会社である株式会社パルマの株式の一部を、日本郵政キャピタル株式会社を引受先として譲渡いたしました。今回の株式譲渡と併せて実施された株式会社パルマの第三者割当増資により、株式会社パルマは連結子会社から持分法適用関連会社となりました。これに伴い、第14期においては、第2四半期までの数値を連結しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第13期 2017年9月期	第14期 2018年9月期	第15期 2019年9月期	第16期 (当事業年度) 2020年9月期
売 上 高 (百万円)	14,130	19,914	19,547	27,426
経 常 利 益 (百万円)	1,785	2,795	3,236	2,624
当 期 純 利 益 (百万円)	1,234	2,320	2,210	1,765
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	39.59	64.88	55.65	45.52
総 資 産 (百万円)	16,407	22,389	24,415	24,073
純 資 産 (百万円)	7,026	11,608	12,228	12,835
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	206.96	290.09	313.44	330.74

- (注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当議社権比率	主要な事業内容
株式会社ディアライフエージェンシー	50,000 ^{千円}	100.00 [%]	人材派遣事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当議社権比率	主要な事業内容
株式会社パルマ	582,700 ^{千円}	42.78 [%]	セルフストレージビジネス向けBPOサービス事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、今後も企業の持続的な成長と安定的な収益確保のため、中期経営計画の基本方針に則り、重点テーマとして掲げた下記の課題に取り組んでまいります。

1. 不動産事業分野における開発・投資事業量の拡大および継続安定収益アセットのストック推進

主力のリアルエステート事業において、コロナ禍においても市場流通性が高く、生活利便性の高い東京圏のレジデンスを中心に積極的な投資を継続し、収益性・流通性に優れた不動産の供給量を拡大してまいります。

2. 人材サービス事業分野における主力サービス分野の競争力強化および事業領域の拡大

セールスプロモーション事業において、継続的な研修を通じたスタッフの質的向上によるブランディングを進め、量的な充実を図り、取引を拡大してまいります。また、コロナ禍による業務の効率化のための需要や新様式による営業のための人材需要を掘り起こし、事業領域の拡大を進めてまいります。

3. ノウハウ・優位性が発揮できる分野、新事業領域の創造のための投資推進

戦略的投資（M&Aや資本・業務提携等）を活用し、シナジー効果による既存事業の拡大や経済環境や顧客ニーズの変化・多様化への対応に向けた外部リソースの獲得等を推進してまいります。

また、これらの課題に取り組むうえで土台となる企業基盤の強化については下記の課題への取り組みが必要であると認識しております。

1. コンプライアンスの徹底

法令遵守はその社会で企業経営を存続させる前提であり、社会の要請であることを強く認識しております。その徹底のため、全役職員を対象とした研修の継続や内部統制システムの充実・強化等を図ってまいります。

2. ガバナンスの強化

企業統治の整備・強化が企業の持続的な成長につながることから、適切かつ迅速な意思決定の実行、意思決定に対する監視機能の強化、ステークホルダーとの良好な関係の構築など、経営体制や経営組織、経営システムの整備に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年9月30日現在)

事業	事業内容
リアルエステート事業	住居系及び商業用不動産の開発・企画事業、アセットデザイン&リセール(開発適地化)、収益不動産の投資運用や収益不動産の仲介・コンサルティング等
セールスプロモーション事業	不動産業界向け不動産営業サポートスタッフ等の販売系・事務系職種の人材派遣・人材紹介等

(6) 主要な営業所 (2020年9月30日現在)

社名	名称	所在地
株式会社ディア・ライフ(当社)	本社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号
株式会社ディアライフエージェンシー	本社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号

(7) 使用人の状況 (2020年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
リアルエステート事業	23名	3名増
セールスプロモーション事業	4名	2名減
全社(共通)	6名	-
合計	33名	1名増

(注) 使用人数には、人材会社からの派遣社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
29名	3名増	33.6歳	3.5年

(8) 主要な借入先の状況 (2020年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,360,000千円
オリックス銀行株式会社	954,500千円
株式会社香川銀行	860,000千円
株式会社栃木銀行	784,500千円
株式会社関西みらい銀行	596,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

2. 株式の状況（2020年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 138,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 40,831,700株（自己株式2,022,712株を含む）
 (注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は29,000株増加しております。
 (3) 株主数 35,823名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 デ ィ ア ネ ス	13,525,400株	34.85%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	933,900株	2.41%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	928,400株	2.39%
阿 部 幸 広	798,300株	2.06%
阿 部 晶 子	624,000株	1.61%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 5)	526,100株	1.36%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	511,300株	1.32%
藤 塚 知 義	368,200株	0.95%
高 橋 暁 子	365,500株	0.94%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 6)	312,100株	0.80%

(注) 持株比率は、自己株式（2,022,712株）を控除して計算しております。

- (5) 自己株式の保有の状況
 当事業年度末日における保有株式
 普通株式 2,022,712株

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	阿 部 幸 広	(株)パルマ取締役会長 (株)ディアライフエージェンシー代表取締役社長
取 締 役	青 木 寛	リアルエステートユニット長
取 締 役	秋 田 誠 二 郎	コーポレートストラテジーユニット長 (株)ディアライフエージェンシー監査役
取 締 役	杉 本 弘 子	(株)ディアライフエージェンシー取締役副社長
取 締 役	横 山 美 帆	代表弁護士（清水謙法律事務所） (株)インフォネット社外監査役
取 締 役	穴 井 宏 和	
常 勤 監 査 役	石 田 浩 通	
監 査 役	阿 部 海 輔	公認会計士（阿部海輔公認会計士事務所） 監査法人ハイビスカス代表社員 明治通り税理士法人代表社員 (株)ユビキタスA Iコーポレーション社外取締役
監 査 役	馬 場 一 徳	税理士（馬場一徳税理士事務所） 桜丘アカウンタックス有限責任事業組合代表組合員 東京税理士会渋谷支部副支部長 (株)渋谷税理士会館取締役

- (注) 1. 取締役横山美帆氏及び穴井宏和氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石田浩通氏、阿部海輔氏及び馬場一徳氏は、社外監査役であります。
3. 当社の社外取締役及び社外監査役の全員は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役石田浩通氏は、大手金融機関における重要な役職や公共インフラ企業での取締役としての豊富な専門的知識及び経験等を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役阿部海輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役馬場一徳氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は社外取締役及び社外監査役の全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	86,489千円 (2,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	6,080千円 (6,080千円)
合 計 (うち社外取締役及び社外監査役)	10名 (5名)	92,570千円 (8,480千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2005年12月22日開催の第1回定時株主総会において年額7億円（ただし、使用人分給とは含まない）と決議いただいております。また、これとは別枠で、2017年12月21日開催の第13回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額を、年額1億円と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2005年12月22日開催の第1回定時株主総会において年額1億円と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
取 締 役	横 山 美 帆	代表弁護士（清水謙法律事務所） (株)インフォネット社外監査役 ※当社と上記の各法人等との間に特別の関係はありません。
監 査 役	阿 部 海 輔	監査法人ハイビスカス代表社員 明治通り税理士法人代表社員 公認会計士（阿部海輔公認会計士事務所） (株)ユビキタスAIコーポレーション社外取締役 ※当社と上記の各法人等との間に特別の関係はありません。
監 査 役	馬 場 一 徳	税理士（馬場一徳税理士事務所） 桜丘アカウンタックス有限責任事業組合代表組合員 東京税理士会渋谷支部副支部長 (株)渋谷税理士会館取締役 ※当社と上記の各法人等との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況等

地 位	氏 名	主な活動状況等
取 締 役	横 山 美 帆	当事業年度開催の取締役会29回全てに出席し、米国系商社での不動産投資における豊富な実務経験と弁護士としての見識を生かし、適宜発言を行っております。
取 締 役	穴 井 宏 和	当事業年度開催の取締役会29回全てに出席し、国内外の証券会社におけるアナリストとしての経験と幅広く専門性の高い見識を生かし、適宜発言を行っております。
監 査 役	石 田 浩 通	当事業年度開催の取締役会29回全てに、監査役会14回全てに出席し、大手金融機関や公共インフラ企業における長年の経験と豊富な知識等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。
監 査 役	阿 部 海 輔	当事業年度開催の取締役会29回全てに、監査役会14回全てに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。
監 査 役	馬 場 一 徳	当事業年度開催の取締役会29回のうち28回に、監査役会14回全てに出席し、税理士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,850千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,850千円

- (注) 1. 当社は、EY新日本有限責任監査法人との契約において、会社法に基づく会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由
監査役会は、会計監査人の報酬等の額についての審議にあたり、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況、並びに報酬の算出根拠等を確認・検討の上、監査報酬等の額が適正であると判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が公認会計士法等の法令に違反または抵触する場合など、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、財務体質強化と内部留保の確保を図る一方、株主の皆様への還元を重要な経営課題として認識しており、還元の基本方針を次のとおり定めております。

配当	連結ベースの配当性向40%を目標として定め配当を実施
----	----------------------------

(2) 当事業年度の配当

当事業年度の期末配当につきましては、前項に記載いたしました配当政策に従い検討した結果、1株当たり19円を予定しております。その場合、当期の連結配当性向は39.8%となります。

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,877	流 動 負 債	3,191
現金及び預金	12,965	支払手形及び買掛金	813
売掛金	27	一年内返済予定の長期借入金	759
有価証券	507	未払法人税等	745
販売用不動産	1,515	その他	872
仕掛販売用不動産	8,528	固 定 負 債	8,118
その他	333	社債	1,100
固 定 資 産	1,215	長期借入金	6,969
有形固定資産	35	資産除去債務	15
建物	28	その他	33
機械装置及び運搬具	1	負 債 合 計	11,309
工具器具及び備品	5	純 資 産 の 部	
無形固定資産	0	株 主 資 本	13,782
投資その他の資産	1,179	資本金	3,122
投資有価証券	989	資本剰余金	3,829
繰延税金資産	33	利益剰余金	7,692
その他	156	自己株式	△862
資 産 合 計	25,092	新 株 予 約 権	0
		純 資 産 合 計	13,783
		負 債 純 資 産 合 計	25,092

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		27,649
売上原価		23,676
売上総利益		3,973
販売費及び一般管理費		1,369
営業利益		2,603
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	1	
持分法による投資利益	91	
有価証券運用益	129	
その他の	31	254
営業外費用		
支払利息	118	
社債利息	4	
長期前払費用償却	8	
その他の	9	140
経常利益		2,717
特別利益		
持分変動利益	0	0
特別損失		
投資有価証券評価損	38	38
税金等調整前当期純利益		2,679
法人税、住民税及び事業税	811	
法人税等調整額	16	827
当期純利益		1,851
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		1,851

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,715	流 動 負 債	3,147
現金及び預金	12,830	支払手形	700
売掛金	3	買掛金	112
有価証券	505	一年内返済予定の長期借入金	758
販売用不動産	1,515	未払金	493
仕掛販売用不動産	8,528	未払費用	22
前渡金	119	未払法人税等	742
前払費用	26	その他	317
その他	185	固 定 負 債	8,089
固 定 資 産	357	社債	1,100
有 形 固 定 資 産	34	長期借入金	6,940
建物	28	資産除去債務	15
車両運搬具	1	その他	33
工具器具及び備品	4	負 債 合 計	11,237
無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	322	株 主 資 本	12,835
投資有価証券	82	資 本 金	3,122
関係会社株式	50	資 本 剰 余 金	3,838
出資金	100	資 本 準 備 金	3,052
会員権	17	その他資本剰余金	785
長期前払費用	17	利 益 剰 余 金	6,737
差入保証金	20	その他利益剰余金	6,737
繰延税金資産	33	繰越利益剰余金	6,737
資 産 合 計	24,073	自 己 株 式	△862
		新株予約権	0
		純 資 産 合 計	12,835
		負 債 純 資 産 合 計	24,073

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		27,426
売 上 原 価		23,530
売 上 総 利 益		3,895
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,306
営 業 利 益		2,589
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	23	
有 価 証 券 運 用 益	123	
そ の 他	20	167
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	118	
社 債 利 息	4	
長 期 前 払 費 用 償 却	8	
株 式 交 付 費	0	
そ の 他	0	131
経 常 利 益		2,624
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	38	38
税 引 前 当 期 純 利 益		2,585
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	805	
法 人 税 等 調 整 額	15	820
当 期 純 利 益		1,765

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年11月26日

株式会社ディア・ライフ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 板谷 秀穂 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 長崎 将彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ディア・ライフの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディア・ライフ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年11月26日

株式会社ディア・ライフ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 板谷 秀穂 ㊞
公認会計士 長崎 将彦 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディア・ライフの2019年10月1日から2020年9月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社の取締役会で、その経営状況を把握するとともに、必要に応じて役員に説明を求めました。また、重要な意思決定に係る決裁書類、資料等を閲覧いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月26日

株式会社ディア・ライフ 監査役会

常勤監査役 石田 浩 通 ㊟

監査役 阿部 海 輔 ㊟

監査役 馬場 一 徳 ㊟

(注) 常勤監査役石田浩通並びに監査役阿部海輔及び馬場一徳は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上
 以上

第16回定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号
ホテルグランドパレス 3F 白樺・鶴の間
TEL 03(3264)1111



交通のご案内

交通機関

東京メトロ東西線
＜九段下駅＞ 7番口 徒歩約1分

東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線
＜九段下駅＞ 3a番口 徒歩約3分

東京メトロ東西線、有楽町線、南北線
都営地下鉄大江戸線
＜飯田橋駅＞ A4番口 徒歩約7分

J R 総武線
＜飯田橋駅＞ 東口 徒歩約7分

新型コロナウイルスに関するお知らせ

株主総会へご出席を検討されている株主の皆さまにおかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。
感染拡大防止のため、**事前に書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使頂き、株主総会へのご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。**（詳細は5～6ページをご参照ください）

また、本定時株主総会会場におきまして下記の対策をいたしますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

- ・株主総会へ出席する取締役、及び運営スタッフはマスクを着用して対応させていただきます。
- ・株主さまの安全確保及び感染症拡大防止の為にマスクの着用と手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- ・会場受付にて非接触の体温計にて体温チェックをさせていただきます。
- ・体調不良とお見受けされる方には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・議事進行の短縮、質疑応答の時間の制限、株主さまからのご質問回数を制限させていただく場合がございます。
- ・株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。